

# 広報つきがた

第88号

昭和52年3月

発行

月潟村役場

人口動態	2月28日現在		2月中の移動				
	世帯数 (男)	791 1,878	人口総数 女	3,853 1,975	出生 死亡	10 2	転入 転出



むづかしい手続きも

ありません

## 国税に不服のあるときは 国税不服審判所の利用を

税務署から更正・決定や差押えなどの処分を受けたとき、疑問や不服があるときは、税務署に異議の申立て

ができます。異議の申立て期間は、処分を受けたときから二か月以内です。

異議の申立てに対する税務署の決定に、なお、不服があるときは、国税不服審判所に審査請求をすることがあります。

審査請求の期限は、異議申立てに対する決定を受けたときから一ヶ月以内です。

青色申告をしている人は、異議申立てをしないで、直接、審判所

満足です。きょねんの四月にはいくえんに入つてから、いちねんになりました。きょうは、おひなさんでした。おいしいおだんごとサクラモチをたべて……おいしかったです。はじめてのころは泣いたりしたことありますけど、今ではみんな

ボクたち、ほいくえんの三才未満児です。おぎょうぎもよく、ちゃんとわかるでしょう。だって、四月になれば、おとうとやいもうとがほんわかんにくるでしょう。そしたら、おにいちゃんやおねえちゃんになるんだもん！ おてほんにならなくつちゃあ：

おかげさまで  
こんなにいいこです。

に審査請求をすることもできます。この場合の審査請求の期限は、処分を受けたときから二か月以内とされています。なお、期限や提出先について、特別の場合がありますから御注意下さい。

審査請求は、裁判のように弁護士をたのまなければ分らないようになります。なお難しい手続きはなく、費用もいつきかかりません。

また、審査の結果、新たに税金が増えることもあります。国税不服審判所は、税務署とまったく異った独立の機関であり、つたのとおりです。

▽関東信越国税不服審判所新潟支所  
電話〇二五二四〇九五一一番  
新潟市営所通二番地六九二一五